

寄附金控除について

スローレーベルは横浜市により認定された「認定NPO法人」です。
ご寄付（賛助会費を含む）は**寄附金控除**の対象となります。

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益に資することについて、一定の要件を満たすものとして認定を受けた法人のことをいいます。
そのため、スローレーベルへのご寄付（賛助会費を含む）は、税制優遇（寄附金控除）の対象となっています。

個人からのご寄付



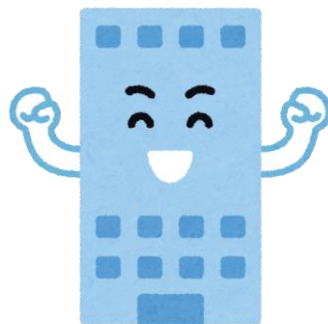
個人の方が年間2,000円を超える寄付をされた場合、寄付額から2,000円を引いた額に40%を乗じた金額をその年の所得税額から控除することができます。（税額控除の場合）。

詳しくは[内閣府NPOサイト](#)

必要な手続き

所轄税務署で確定申告を行ってください。確定申告の際にスローレーベルが発行した領収書を添付してください。

法人からのご寄付



法人からの寄付金は一般の寄付金等の損金参入限度額とは別に、特別損金参入限度額の範囲内で損金参入できるようになります。
詳しくは[内閣府NPOサイト](#)

必要な手続き

寄付した日を含む事業年度の申告書提出の際に必要な事項を記入し、手続きをしてください。

相続・遺贈財産によるご寄付



相続または遺贈により財産を取得された方が、その所得財産を相続税の申告期限内に寄付された場合、寄付をした財産部分には相続税が課税されません。

必要な手続き

相続税の申告書提出の際に、特別措置の適用を受けようとする旨を記載し、スローレーベルが発行した領収書を添付してください。

控除額の計算方法（個人） ※どちらか有利な方を選択できます。

税額控除（寄付金特別控除）の場合

$$\text{控除額} = (\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

ただし、所得税額の25%が限度となります。

所得控除（寄付金控除）の場合

$$\text{控除額} = (\text{寄付金合計額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率}$$

ただし、年間の総所得金額の40%に相当する額が限度となります。また、所得税率は年間の所得金額に応じて異なります。

【例】年間30,000円を寄付（横浜市の方が、税額控除を選択した場合。）

所得税	(30,000円 - 2,000円) × 40%	= 11,200円
神奈川県民税	(30,000円 - 2,000円) × 2% (※1)	= 560円
横浜市民税	(30,000円 - 2,000円) × 8% (※2)	= 2,240円
合計		14,000円の控除

(※1) 政令指定都市在住の方以外は 4%

(※2) 政令指定都市在住の方以外は 6%

- ・税制優遇措置を受けるためには確定申告等が必要です。
- ・個人の方は、寄付者の住民票がある自宅住所を記載する必要があります。
- ・確定申告等には、スローレーベルが発行する領収書が必要となります。領収書の再発行は原則お受けできませんので、大切に保管してください。
- ・クレジットカード決済またはコンビニ決済でご寄付をいただいた場合、入金日付がクレジットカード決済日からおおむね1か月後の日付となります。（決済会社からスローレーベルに入金された日をご寄付の入金日と扱うため）